



# 第58回 定時株主総会 招集ご通知

---

## 日 時

2023年12月26日(火曜日) 午前10時  
受付開始 午前9時

## 場 所

岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11  
じゅうろくプラザ 5階 中会議室1  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

## 議 案

第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件

## 目 次

株主の皆様へ	1
第58回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
事業報告	13
連結計算書類	31
計算書類	43
監査報告	51

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会招集ご通知をご提供するにあたり、ご挨拶申し上げます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息を迎えつつあるなか、経済活動に回復の兆しが見られますが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、欧米諸国での政策金利引き上げに伴う急激な為替変動などによる不安定な環境にありました。このような環境にあって、当社は大手住宅メーカーとの資本関係を強化しました。そして、同社とのタイアップにより、更なる事業規模の拡大を目指しております。また、当社グループは、創業者の確立した「匠」の技術や地球環境に配慮した「人と自然が共生できる」造園技術によってサステナブルな社会実現のために貢献したい所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2023年12月  
代表取締役社長 山田 準

株 主 各 位

証券コード 1438  
2023年12月8日  
(電子提供措置の開始日 2023年12月4日)  
岐阜市茜部菱野四丁目79番地の1

株式会社岐阜造園

代表取締役社長 山田 準

## 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、本招集ご通知（書面）のご送付と併せて、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。本招集ご通知（書面）の内容について、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所（東証）ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.gifu-zohen.co.jp/ir/news/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「岐阜造園」または「コード」に当社証券コード「1438」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月25日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

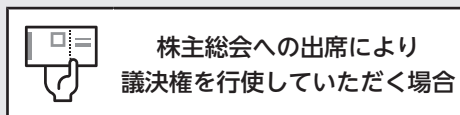
## 記

<b>1 日 時</b>	2023年12月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
<b>2 場 所</b>	岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11 じゅうろくプラザ 5階 中会議室1 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第58期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第58期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件

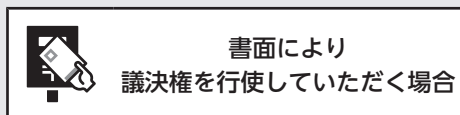
以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## 議決権の行使についてのご案内



- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。



- ▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円 総額は32,042,380円  
なお、中間配当金として1株につき金15円（うち東京証券取引所スタンダード市場への上場記念配当5円）をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金25円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年12月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、社外取締役2名（男性1名、女性1名）を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役各候補者の選定につきましては、指名・報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会にて選定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おぐりみちひろ 小栗達弘 (1944年5月17日)	1969年3月 当社入社 1970年2月 常務取締役 1988年4月 専務取締役 2005年4月 代表取締役社長 2005年7月 株式会社景匠館取締役（現任） 2020年11月 代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社景匠館取締役	469,200株
取締役候補者とした理由 小栗達弘氏は、1970年2月に当社の常務取締役に就任し、2005年4月からは代表取締役社長として、2020年11月からは代表取締役会長として、長年にわたり当社グループの経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、造園業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役候補者と致しました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	やま だ ひとし 山田 準 (1951年3月18日)	1970年3月 当社入社 1987年3月 設計部長 1993年11月 取締役設計部長 2008年1月 専務取締役設計部長 2018年10月 専務取締役ガーデンエクステリア事業部担当 2020年11月 代表取締役社長(現任)	34,400株
	取締役候補者とした理由 山田準氏は、1993年11月に取締役に就任し、長年にわたり、当社グループの経営に携わっております。同氏は設計部門を統括し、当社グループの技術力の向上や新たな商品価値を創造した実績があります。2020年11月からは、代表取締役社長に就任し、当社グループの業務執行における指揮を執っており、社長就任以降3期連続で増収・増益を達成しております。同氏は、当社グループの主軸である造園技術に対する豊富な経験と高度な知見を有しております。また、企業経営者としての経験、人格及び見識についても優れていることから、引き続き取締役候補者と致しました。		
3	お ぐり えい いち 小栗 栄一 (1971年10月2日)	1993年4月 有限会社サテライトオフィス入社 1995年4月 当社入社 2009年3月 営業部長 2013年6月 取締役営業部長 2016年5月 常務取締役営業部長 2018年10月 常務取締役ランドスケープ事業部担当 (現任)	102,400株
	取締役候補者とした理由 小栗栄一氏は、2013年6月に取締役に就任し、当社グループの経営に携わってきました。同氏は、営業部門における経験から、造園事業に関する高度な知識及び造園業界における豊富な人脈を有しております。同氏には、営業部門での経験に裏打ちされた営業戦略の策定・実行が期待でき、ランドスケープ事業部の責任者として3期連続での増収・増益を達成しています。また、企業経営者としての経験、人格及び見識についても優れていることから、引き続き取締役候補者と致しました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	舟橋 恵一 <small>あな はし けい いち</small> (1954年3月3日)	1972年3月 当社入社 1993年11月 営業部長 2004年5月 取締役営業部長 2012年1月 設計部不動産担当 2015年1月 取締役管理部担当 (現任)	31,700株
	取締役候補者とした理由 舟橋恵一氏は、2004年5月に取締役に就任し、当社グループの経営に携わってきました。同氏は長年にわたる造園業界での経験があるとともに、取締役営業部長、取締役管理部担当を歴任しております。同氏には、当社グループ全般にわたる幅広い知識や経験を活かした経営戦略の策定・実行を期待できることから、引き続き取締役候補者と致しました。		
5	※ <small>いばら のぶ はる</small> 茨 宣 晴 (1974年12月2日)	1997年4月 当社入社 2020年8月 大阪営業所長 (現任) 2021年1月 ランドスケープ事業部長 (現任)	一株
	取締役候補者とした理由 茨宣晴氏は、1997年4月に当社へ入社以降、一貫して営業部門に従事してきました。2020年大阪営業所開設時に営業所長となり当社関西地区での当社売上増加に貢献しています。2021年からはその手腕を買われランドスケープ事業部長として大阪のみならず中部、東京地区を含めたまとめ役として当社の企業価値向上に貢献しています。その実績、能力、経験とともに人格、見識も優れており、取締役としての適任性を備えていることから、取締役候補者いたしました。		
6	※ <small>かね まつ まさ みち</small> 兼 松 正 道 (1975年2月13日)	2000年9月 当社入社 2010年1月 総務部長 2015年1月 管理部長 (現任)	一株
	取締役候補者とした理由 兼松正道氏は、2000年9月に当社へ入社以降、一貫して管理部門に従事し、名証・東証への上場準備においては実質的な責任者として証券取引所、証券会社、銀行等あらゆる方面への対応を行っており、当社の企業価値向上に貢献しています。その実績、能力、経験とともに人格、見識も優れており、取締役としての適任性を備えていることから、取締役候補者いたしました。		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	※ さとう まさひろ 佐藤 雅大 (1984年3月22日)	2002年4月 当社入社 2019年3月 東京営業所長 2022年7月 東京支店長(現任)	一株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>佐藤雅大氏は、2002年4月に当社へ入社以降、工事部門および営業部門を経験し、2019年東京営業所開設時に営業所長となり、2022年より東京支店長として当社関東地区での売上増加に貢献しております。その実績、能力、経験とともに人格、見識も優れていることから、取締役としての適任性を備えていることから、取締役候補者いたしました。</p>		
8	やまもと ひでき 山本 秀樹 (1968年8月21日)	1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2000年4月 公認会計士山本秀樹事務所設立 所長(現任) 2003年4月 有限会社アルファコンサルティング(現株式会社アルファコンサルティング)設立 代表取締役(現任) 2007年7月 アルファ税理士法人設立 代表社員(現任) 2010年6月 中央発條株式会社 社外監査役(現任) 2016年5月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士山本秀樹事務所 所長 株式会社アルファコンサルティング 代表取締役 アルファ税理士法人 代表社員 中央発條株式会社 社外監査役	4,400株
	<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>山本秀樹氏は、2016年5月に社外取締役に就任して以来、取締役会において、経営に関する有益な意見や他の取締役に對する質問等を行うことで、取締役会における監督機能としての役割を果たしております。また、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しており、当社グループの経営監督機能の強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者と致しました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	横井良栄 (1968年7月2日)	1991年4月 オリックス株式会社 入社 1997年11月 名古屋錦開発株式会社 入社 2000年8月 株式会社総務システムサービス 入社 2016年12月 社会保険労務士登録 2017年4月 よこいよしえ社会保険労務士事務所開設 代表(現任) 2021年6月 ポパール興業株式会社 社外取締役(現任) 2021年12月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) よこいよしえ社会保険労務士事務所 代表 ポパール興業株式会社 社外取締役	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>横井良栄氏は、2021年12月に社外取締役に就任して以来、社会保険労務士として、特に女性の活躍推進や労働法等の見地から、有益な意見や他の取締役への質問等を行い、取締役会における監督機能としての役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、適切に委員会を運営しております。そのような実績から当社グループの経営監督機能の強化及び適切な指名・報酬制度の運営が期待できるため、引き続き社外取締役候補者と致しました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
3. 山本秀樹氏、横井良栄氏は、社外取締役候補者であります
4. 当社は、山本秀樹氏、横井良栄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、山本秀樹氏、横井良栄氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 山本秀樹氏の社外役員の在任期間は、本総会を終結した時をもって7年7か月となります。横井良栄氏の社外役員の在任期間は、本総会を終結した時をもって2年となります。
7. 小栗達弘氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社小栗達弘オフィスが所有する当社の株式数を含んでおります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役3名は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する 当社の株式数
1	井 川 智 康 (1947年6月30日)	1971年10月 株式会社岐阜新聞社入社 2000年11月 株式会社岐阜新聞岐阜放送アドツ （現株式会社プラド）代表取締役社長 2004年1月 株式会社中濃オリコミ 取締役 2008年4月 株式会社中日岐阜サービスセンター顧問 2013年2月 当社顧問 2013年6月 常勤監査役（現任） 2014年12月 株式会社景匠館 監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社景匠館 監査役	一株
	<p>監査役候補者とした理由</p> <p>井川智康氏は、過去に代表取締役社長を務めた実績等があり、企業経営に関して豊富な知見、経験を有しております。当該企業経営に関する知見、経験は当社における監査役としての職務執行を十分に果たすことができると判断し、引き続き監査役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当社の株式数
2	か とう たか ひろ 加 藤 孝 浩 (1969年3月21日)	1991年4月 佐藤澄男税理士事務所(現税理士法人名南経営)入所 1998年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2002年4月 公認会計士登録 2005年10月 加藤孝浩会計事務所開設 所長(現任) 2006年12月 クローバー・ブレイン株式会社設立 代表取締役(現任) 2008年6月 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング(現ジャパン・ティッシュエンジニアリング) 社外監査役(現任) 2015年1月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 加藤孝浩会計事務所 所長 クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役 株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング 社外監査役	4,400株
社外監査役候補者とした理由 加藤孝浩氏は、公認会計士としての専門的知識並びに豊富な経験等を通じ、財務・会計に関する十分な知見を有しております。同氏には、その知識、経験に裏付けがなされた社外監査役としての職務執行が期待できるため、引き続き社外監査役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する 当社の株式数
3	かわしまのりこ 川島典子 (1969年7月21日)	2002年4月 川島和男法律事務所入所 2008年12月 行政書士登録 2009年6月 司法書士登録 川島典子司法書士事務所開設 所長(現任) 2015年12月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 川島典子司法書士事務所 所長	一株
社外監査役候補者とした理由 川島典子氏は、司法書士、行政書士として培われた法律知識を有しております。同氏には、法律面から監査役としての職務執行が期待できるため、引き続き社外監査役候補者としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 加藤孝浩氏、川島典子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社と加藤孝浩氏、川島典子氏は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。両氏の再任が承認された場合、両氏との契約を継続する予定であります。
4. 加藤孝浩氏、川島典子氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって加藤孝浩氏が8年11か月、川島典子氏が8年となります。
5. 当社は、加藤孝浩氏、川島典子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

# 事業報告

( 自 2022年10月 1 日 )  
( 至 2023年 9 月30日 )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行し、行動制限の大幅な緩和等により経済活動が回復しつつある一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う資源・エネルギー価格の高騰、欧米諸国での政策金利の引き上げに伴う大幅な為替変動等、景気に対する先行きは不透明な状況が継続しております。

建設業界においては、公共建設投資については、防災・国土強靱化等を背景に底堅く推移しており、民間建設投資については、民間企業の設備投資意欲の上昇により持ち直しの傾向にあります。しかしながら、建設資材価格の高騰や建設業就業者数の減少及び高齢化はいっそう深刻化しており、予断を許さない状況が継続しております。

このような状況の下で、当社グループは、主に首都圏において大型開発案件の受注に努めるとともに、大手住宅メーカーとの業務提携による共同プロジェクト等を推進し、持続的な収益の獲得に努めて参りました。一方で、人材の不足は徐々に深刻化しており、継続的な事業規模の拡大のため、優秀な人材の確保や早期育成が喫緊の課題となっております。

経営成績については、大規模な都市開発案件、大型のランドスケープ案件及び中部地区を中心とした公共工事の受注に努めました。東京支店においては、大型ランドスケープ案件、ゼネコンや大手住宅メーカーと共同した個人住宅向け外構造園工事の受注活動も強化しました。その結果、ガーデンエクステリアに関して、当社及び子会社が元請となる個人住宅向け外構造園工事の完成数は減少しておりますが、大手住宅メーカーとの共同による外構造園工事の売上は増加しております。これらにより、ガーデンエクステリアの売上高は前連結会計年度と比較して微減しております。また、ランドスケープに関して、官公庁からの受注は、前連結会計年度に、岐阜県庁の改築にともなう大規模な緑化工事があったことから、当連結会計年度は減少しましたが、それ以上にゼネコンや大手企業からの受注案件が増加したため、ランドスケープの売上高は増加しております。なお、ガーデンエクステリアの売上高の減少額をランドスケープの売上高の増加額が上回ったこと等により、当連結会計年度は、増収増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,002,157千円（前連結会計年度比3.1%増）、営業利益は390,091千円（同1.6%増）、経常利益は398,664千円（同7.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は298,748千円（同20.9%増）となりました。

#### ②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は21,834千円であります。その主なものは、車両の老朽化に伴う買替であります。その投資額は12,834千円であります。

#### ③資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 (2020年 9 月期)	第 56 期 (2021年 9 月期)	第 57 期 (2022年 9 月期)	第 58 期 (当連結会計年度) (2023年 9 月期)
売 上 高 (千円)	3,853,988	4,309,677	4,851,854	5,002,157
経 常 利 益 (千円)	289,348	345,003	369,958	398,664
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	199,520	221,084	247,071	298,748
1株当たり当期純利益 (円)	66.97	69.02	77.13	93.25
総 資 産 (千円)	4,090,927	4,263,803	4,477,861	4,695,863
純 資 産 (千円)	2,889,173	3,061,094	3,268,142	3,526,542

(注) 1. 当社は、2021年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第55期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第57期の期首から適用しており、第57期および第58期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 (2020年 9 月期)	第 56 期 (2021年 9 月期)	第 57 期 (2022年 9 月期)	第 58 期 (当事業年度) (2023年 9 月期)
売 上 高 (千円)	2,770,349	3,414,843	3,937,321	4,136,829
経 常 利 益 (千円)	249,915	323,846	367,349	385,479
当 期 純 利 益 (千円)	172,221	207,191	247,283	290,438
1株当たり当期純利益 (円)	57.80	64.68	77.20	90.65
総 資 産 (千円)	3,631,513	3,847,630	4,087,840	4,291,567
純 資 産 (千円)	2,680,076	2,834,775	3,044,109	3,290,417

(注) 1. 当社は、2021年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第55期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第57期の期首から適用しており、第57期および第58期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社景匠館	58,500千円	100.0%	住宅団地の公共緑地及び戸建住宅の庭園・外構工事の設計・施工及びメンテナンス

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行し、行動制限の大幅な緩和等により経済活動が回復しつつある一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う資源・エネルギー価格の高騰、欧米諸国での政策金利の引き上げに伴う大幅な為替変動等、景気に対する先行きは不透明な状況が継続しております。

そのような状況の中、企業活動においては、持続可能な社会へ向けた取り組みを行う企業が評価される時代となりました。当社グループは、造園緑化事業に特化した企業であり、社会からは、地球温暖化抑制に効果がある屋上緑化や壁面緑化を提供することが期待されております。当社グループとしては、そのような期待に応えるべく、以下の項目を優先的に対処すべき事業上の課題として取り組んでまいります。

#### ①人材の確保、育成及び技能の伝承

当社グループが行う造園緑化事業では、設計や施工に関する技術は専門性が高く、熟練を要するため、一朝一夕では習得することが困難です。しかしながら、顧客に求められる品質・納期・価格を達成するためには、より多くの技術者を擁し、技術力を一層向上させることが必須であります。このため、今後の事業展開においては、優秀な人材の確保、育成及び技能の伝承が重要な課題となります。

人材の確保に関しては、優秀な人材確保という点においては、新卒・中途採用ともに業種を超えた競争状態にあります。このような状況において、当社は造園緑化事業の価値・魅力を積極的に発信するため、会社説明会の開催や合同企業展への参加、求人サイト・求人広告への掲載など、多彩なメディアを活用することに加え、インターンシップ制度の積極的な活用により、高等学校や大学との関係をより一層強化し、学生への認知度を高め、造園緑化事業として唯一の上場企業という優位性を活かすことで、優秀な人材の確保に努めてまいります。

人材の育成及び技能の伝承に関しては、現場技術者の教育訓練を強化するために社内教育機関として「岐阜造園アカデミー」を設置しております。「岐阜造園アカデミー」では、月に1回以上開催する講習会や講習会の模様を撮影した動画作成を行っております。これにより、人材育成を加速させ、また、多くの現場経験を積むことで技能を伝承してまいります。

## ②営業エリアの拡大

事業規模を拡大するためには、現在の商圈に留まることなく、営業エリア拡大による新規の顧客の開拓が必須であると認識しております。このための具体的なエリア戦略として、現在の主たる営業エリアである中部及び関西エリアに加え、東京支店を中心に関東エリアにおける営業活動を強化してまいります。これに伴い、東京・大阪・名古屋を中心とした三大都市圏を拠点とし、その近郊へと営業エリアを拡大します。海外事業においては、新たにカナダにおける大規模体験型農場を受注するなど、引き続き海外市場への進出も視野に入れてまいります。また、営業エリアの拡大と並行し、同業種のほか異業種も視野に入れたM&Aや、相乗効果が期待できる企業との事業提携等のアライアンスに関しても積極的に推進してまいります。

## ③内部管理体制の強化

経営環境の変化に適応しつつ、更なる事業拡大を推進し企業価値を向上させるためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要な課題であると認識しております。当社では、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。それにより、取締役の指名・報酬決定に関するプロセスを明確にし、利害関係者の皆様への説明責任を果たしてまいります。

当社グループでは、内部統制の実効性の向上に向けた環境・体制を柔軟かつ適正に整備し、コーポレート・ガバナンスの充実に繋げていくことにより内部管理体制の強化に努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

事業区分	事業内容
ガーデンエクステリア	住宅団地の公共緑地及び戸建住宅の庭園・外構工事の設計・施工及びメンテナンス
ランドスケープ	公共施設や商業施設等の造園緑化工事の設計・施工及びメンテナンス

(6) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

①当社

本 社	岐阜県岐阜市
東 京 支 店	東京都千代田区
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市
長 久 手 営 業 所 (パインズ長久手)	愛知県長久手市
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市

②子会社

株 式 会 社 景 匠 館	本社 (大阪府大阪市)
---------------	-------------

(7) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
134名 (4名)	3名減 (-)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
113名 (4名)	1名増 (1名増)	42.6歳	8.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 十 六 銀 行	205,274千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	13,348

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年9月30日現在)

- ①発行可能株式総数 8,000,000株
- ②発行済株式の総数 3,204,600株
- ③株主数 1,105名
- ④大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
積水ハウス株式会社	655,500株	20.4%
合同会社小栗達弘オフィス	460,400	14.3
小栗洋行	319,760	9.9
岐阜造園社員持株会	188,000	5.8
小栗博文	110,000	3.4
大橋美智子	104,400	3.2
小栗栄一	102,400	3.1
林勝美	100,100	3.1
小栗勝郎	92,360	2.8
岡崎衛	87,400	2.7

- (注) 1. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,000株増加しております。
2. 当社は自己株式362株を保有しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

①事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2019年12月26日
新株予約権の数		100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり156,200円 (1株当たり781円)
権利行使期間		2022年2月26日から 2028年1月31日まで
行使の条件		(注)
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 3人

(注) 新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人たる地位を有することを要するものとする。但し、任期満了に伴う退任、定年退職等の正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社は、2021年6月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ①取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	小 栗 達 弘	株式会社景匠館 取締役
代 表 取 締 役 社 長	山 田 準	
常 務 取 締 役	小 栗 栄 一	ランドスケープ事業部担当
取 締 役	舟 橋 恵 一	管理部担当
取 締 役	川 下 保 博	株式会社景匠館 取締役会長
取 締 役	平 野 伸 也	ガーデンエクステリア事業部長
取 締 役	山 本 秀 樹	公認会計士山本秀樹事務所 所長 株式会社アルファコンサルティング 代表取締役 アルファ税理士法人 代表社員 中央発條株式会社 社外監査役
取 締 役	横 井 良 栄	よこいよしえ社会保険労務士事務所 代表 ポパール興業株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	井 川 智 康	株式会社景匠館 監査役
監 査 役	加 藤 孝 浩	加藤孝浩会計事務所 所長 クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役 株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング 社外監査役
監 査 役	川 島 典 子	川島典子司法書士事務所 所長
監 査 役	小 松 慶 子	弁護士法人三浦法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役山本秀樹氏及び取締役横井良栄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤孝浩氏、監査役川島典子氏及び監査役小松慶子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役加藤孝浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役小松慶子氏の戸籍上の氏名は市橋慶子氏であります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## ②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

## ③取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役の報酬等に関する決定方針

当社は、2022年12月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、事前に構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会への諮問を行い、答申を受けております。また、当該取締役会において当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬等の内容が当該決定方針と整合したものであること、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることから、当該方針に沿うものであると決議しております。

#### ・基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を動機付けるものであること、優秀な人材の確保に資するものであることに加え、透明性・客観性の高い報酬制度とすることを基本方針とする。当社の取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬である賞与、退職慰労金、ストック・オプションに関する報酬で構成されており、個々の報酬の額は、各職責と業績等に対する貢献度に基づき、同規模又は同業種の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準とすることを基本方針とする。当社の社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

#### ・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任期間に応じて、当社の業績、従業員の給与の水準も考慮しながら、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定するものとする。

・業績連動報酬である賞与の額の決定に関する方針

業績連動報酬としての賞与の額は、各期の連結経常利益を算定指標とし、連結経常利益の目標額（単年度事業計画の値）に対する実績に応じて決定した係数を、役位ごとに設定する業績連動報酬基準額に乗じて算出する。連結経常利益を算定指標とする理由は、連結経常利益が支給対象年度における当社グループの臨時的な利益や損失を排除した利益指標であり、当社グループの経営成績を適切に示すからであります。賞与の額は、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定するものとし、事業年度終了後、一定の時期に一括して支給する。なお、当事業年度においては、当事業年度の連結経常利益（398,664千円）が目標額に到達しなかったことから、賞与は支給いたしません。

・退職慰労金に関する方針

退職慰労金に関しては、株主総会の決議をもって、役員退職慰労金規程に定める算定基準により、役位、職責、在任期間等を勘案し業績等を考慮のうえ、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会が個別の支給額を決定するものとする。退職慰労金は、役員退任後に支給する。

・ストック・オプション報酬に関する方針

ストック・オプション報酬に関しては、個人別の付与数及び付与時期等を、その公正価格や基本報酬の程度、各取締役（社外取締役を除く）の貢献度を勘案し、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定するものとする。

・基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類別の割合については、当社の企業価値の向上に資するインセンティブとして適切な割合となるよう、当社と同規模又は同業種の企業の水準等を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成とし、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により、当該割合の範囲内において各取締役の報酬等の内容を決定するものとする。



・ 監査役の報酬に関する基本方針

監査役に関する報酬は監査役の協議により、個人配分を決議しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。また、2019年12月26日開催の定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の報酬限度額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)					対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	ストック・ オプション	退職慰労金	その他	
取締役 (うち社外取締役)	75,999 (5,160)	62,850 (5,160)	－	－	13,149	－	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10,906 (7,140)	10,440 (7,140)	－	－	466	－	4 (3)
合計 (うち社外役員)	86,905 (12,300)	73,290 (12,300)	－	－	13,615	－	11 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 退職慰労金は、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。  
 3. 取締役の員数は8名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。

#### ④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山本秀樹氏は、公認会計士山本秀樹事務所所長、株式会社アルファコンサルティング代表取締役、アルファ税理士法人代表社員及び中央発條株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役横井良栄氏は、よこいよしえ社会保険労務士事務所代表及びポパール興業株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加藤孝浩氏は、加藤孝浩会計事務所所長、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役及び株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役川島典子氏は、川島典子司法書士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小松慶子氏は、弁護士法人三浦法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	山本秀樹	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。特に財務・会計等の専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
取 締 役	横井良栄	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、社会保険労務士としての専門的見地から適宜発言を行っております。特に法令・労基法等の専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議の中心となり、取締役会に答申・助言するにあたり、特に重要な役割を果たしております。
監 査 役	加藤孝浩	当事業年度に開催された取締役会14回中13回、監査役会14回中12回にそれぞれ出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
監 査 役	川島典子	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査役会14回中14回にそれぞれ出席し、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
監 査 役	小松慶子	2022年12月27日就任からの当事業年度に開催された取締役会10回中10回、監査役会10回中10回にそれぞれ出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。

#### (4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

#### ②報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人の報酬額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が1,000千円あります。

#### ③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会で決議し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備・運用しております。概要は以下のとおりであります。

##### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ・取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ・法令違反又はコンプライアンスの懸念事象を予防及び発見するため、通報制度を「内部通報規程」に基づき運営する。
- ・内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役に報告する。

##### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の業務の執行に係る重要な情報は文書又は電磁的媒体に記録し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できるように適切に保存する。
- ・保存又は管理する電磁的記録については、セキュリティを確保し、情報の毀損や流出を防止する。

##### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理の統括部署として、管理部経営企画課を主幹部署と定め、全社的なリスク管理体制を確立する。また、「リスク管理規程」に従い、当社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
- ・基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するため、バックアップを整備する。
- ・不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長の指示の下、損失の低減と早期の正常化を図る。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じ開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
  - ・業務分掌規程及び職務権限規程により、職務執行に係る権限・責任を明確にする。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。
  - ・内部監査部門は、社内規程に基づき子会社の経営全般に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、業務の正確性及び信頼性を確保する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、監査役の意見、関係者の意見を十分考慮して、適切な使用人を配置するものとする。
  - ・監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。また、当該使用人の任命、解任、懲戒、評価については、監査役の事前の同意を要する。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役は、監査役に対し、法令に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項について速やかに報告する。
  - ・使用人は、監査役にコンプライアンスに関する報告・相談を直接行うことができる。
  - ・当社は、上記報告・相談を行った使用人等に対し、監査役に相談・通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行わない。
  - ・内部監査、内部通報及び各委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
  - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
  - ・重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査役は取締役会に出席するとともに、稟議書等重要な決裁案件の回付を受ける。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、その実効性を確保するために必要な環境の整備を行う。
  - ・監査役は、各部門に対して、随時、必要に応じ監査への協力を求めることができる。
  - ・監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

### ⑨反社会的勢力の排除に関する体制

- ・役員及び使用人は、いかなる場合においても反社会的勢力等との接点を持たないよう努める。
- ・反社会的勢力に関する属性確認は、「反社会的勢力排除規程」等に基づいて行う。
- ・暴力追放推進センター及び県警等からの情報収集に努め、有事の際には連携して対応にあたる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①コンプライアンスに関する取組

- ・当社では、原則として毎月1回、取締役、常勤監査役、部門長で構成されるコンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンスの推進に関する基本方針、重要事項等を審議しております。
- ・内部通報規程に基づき社外に内部通報窓口を設置し、社員等からの違反行為等に関する通報又は相談を受け付けております。内部通報窓口にて受け付けられた通報又は相談については、管理部担当役員にて調査がなされ、違法行為等が明らかとなった場合には社長に報告し、コンプライアンス是正のための措置を講じております。
- ・内部監査部門は監査計画を作成し、日常業務が法令及び定款に適合し、かつ社内規程に則り適正に運営されているか監査を実施しております。監査の結果は社長に報告がなされ、必要となる対策を実施しております。

### ②リスク管理体制の強化

- ・管理部経営企画課は、各部門のリスク管理状況について監査を行い、リスク管理方法に問題がある場合には管理責任者への報告を行います。また、管理責任者は問題についての改善を実施しております。

### ③企業グループにおける業務の適正の確保

- ・子会社の重要事項を決定する場合には、関連する当社の管轄役員及び本部長を交えた合議制とする運用を行っております。
- ・内部監査部門による子会社監査を年1回以上行っております。

### ④監査役の監査体制

- ・常勤監査役は、取締役会のみならず、重要な会議体に参加し、当社の業務執行に関する重要な情報を逐次、監査役に報告しております。



## 連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,959,239</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>934,988</b>
現金及び預金	1,888,683	支払手形・工事未払金	392,783
受取手形・完成工事未収入金	907,031	短期借入金	200,000
未成工事支出金	13,605	1年内返済予定の長期借入金	13,332
販売用不動産	95,199	未払法人税等	37,611
その他	58,525	未成工事受入金	34,697
貸倒引当金	△3,807	賞与引当金	40,131
		完成工事補償引当金	9,442
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,736,624</b>	その他	206,990
<b>有形固定資産</b>	<b>1,392,658</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>234,332</b>
建物及び構築物	478,859	長期借入金	5,290
土地	886,172	役員退職慰労引当金	195,535
その他	27,626	退職給付に係る負債	33,047
		その他	460
<b>無形固定資産</b>	<b>6,178</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,169,321</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>337,787</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
投資有価証券	148,177	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,476,098</b>
繰延税金資産	32,429	資 本 金	396,817
保険積立金	100,431	資 本 剰 余 金	338,116
その他	67,587	利 益 剰 余 金	2,741,407
貸倒引当金	△10,839	自 己 株 式	△243
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,695,863</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>48,820</b>
		その他有価証券評価差額金	48,820
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>1,624</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,526,542</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>4,695,863</b>



## 連結損益計算書

( 自 2022年10月1日 )  
( 至 2023年9月30日 )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,002,157
売上原価		3,629,425
売上総利益		1,372,731
販売費及び一般管理費		982,639
営業利益		390,091
営業外収益		
受取配当金	4,809	
受取地代家賃	8,488	
受取保険金	2,146	
その他	2,365	17,809
営業外費用		
支払利息	673	
不動産賃貸費用	8,206	
その他	356	9,236
経常利益		398,664
税金等調整前当期純利益		398,664
法人税、住民税及び事業税	98,081	
法人税等調整額	1,834	99,916
当期純利益		298,748
親会社株主に帰属する当期純利益		298,748

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2022年10月 1 日 )  
( 至 2023年 9 月30日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	396,417	337,715	2,522,755	△243	3,256,644
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 ( 新 株 予 約 権 の 行 使 )	400	400			800
剰 余 金 の 配 当			△80,095		△80,095
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			298,748		298,748
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	400	400	218,652	-	219,453
当 期 末 残 高	396,817	338,116	2,741,407	△243	3,476,098

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	9,853	9,853	1,643	3,268,142
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 ( 新 株 予 約 権 の 行 使 )				800
剰 余 金 の 配 当				△80,095
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				298,748
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	38,966	38,966	△19	38,947
当 期 変 動 額 合 計	38,966	38,966	△19	258,400
当 期 末 残 高	48,820	48,820	1,624	3,526,542

## 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	1社
主要な連結子会社の名称	株式会社景匠館

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数	1社
主要な持分法適用の関連会社の名称	株式会社晃連

持分法適用会社の事業年度は、連結会計年度と異なりますが、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～45年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績割合に基づく見積額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

## 【表示方法の変更に関する注記】

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度における「受取保険金」は1,502千円であります。

## 【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度における一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高は1,229,800千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約に関しては、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法を採用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び期末時点における工事進捗度を計算する必要があり、それらを算出するには、見積りによる仮定を前提とする必要があります。また、建設資材や労務単価等の価格変動、工事契約の改訂等、事前予測が困難な事象が工事着工後に発生する場合には、その仮定に不確実性を与えることがあります。そのため、それらの予測できない事象が発生した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 【連結貸借対照表に関する注記】

### 1. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関休日であるため、次の期末日満期手形等は満期日に交換又は決済が行われたものとみなして処理しております。

受取手形	1,700千円
電子記録債権	3,081

### 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	297,112千円
土地	314,665
計	611,777

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	13,332
長期借入金	5,290
計	218,622

### 3. 有形固定資産の減価償却累計額

248,206千円

## 【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,203,600	1,000	－	3,204,600
合計	3,203,600	1,000	－	3,204,600
自己株式				
普通株式	362	－	－	362
合計	362	－	－	362

(注) 発行済株式の総数の増加はストック・オプションの行使によるものであります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月26日 定時株主総会	普通株式	32,032	10	2022年9月30日	2022年12月27日
2023年4月14日 取締役総会	普通株式	48,063	15	2023年3月31日	2023年6月1日

(注) 2023年4月14日取締役会決議による1株当たり配当額には、東京証券取引所スタンダード市場への上場記念配当5円が含まれております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	32,042	10	2023年9月30日	2023年12月27日

### 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 73,000株

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については、経営計画及び資金繰りを考慮し、必要な資金を銀行借入等により調達する場合があります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後2年であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、当社の監視のもと、同様の管理をしております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 ( 千 円 )	差 額 ( 千 円 )
投資有価証券 (※2)	142,224	142,224	—
資産計	142,224	142,224	—

(※1) 現金については、記載を省略しております。預金、受取手形、完成工事未収入金、支払手形、工事未払金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、長期借入金については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は5,952千円であります。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	142,224	—	—	142,224

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 【収益認識に関する注記】

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	区分		合計
	ガーデンエクステリア	ランドスケープ	
一時点で移転される財	488,365	150,327	638,693
一定の期間にわたり移転される財	2,319,078	2,044,385	4,363,464
顧客との契約から生じる収益	2,807,444	2,194,712	5,002,157
外部顧客への売上高	2,807,444	2,194,712	5,002,157

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	363,903千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	565,027
契約資産(期首残高)	363,676
契約資産(期末残高)	342,004
契約負債(期首残高)	60,122
契約負債(期末残高)	34,697

契約資産は、顧客との工事契約について期末時点における充足した履行義務に基づき認識した収益のうち未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、個々の支払条件に従い、受領しております。契約負債は、顧客との工事契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は53,173千円であります。

なお、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動や、過去の期間に充足した履行義務から当期に認識した収益に重要な事項はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の残存履行義務は、当連結会計年度末において1,543,063千円であります。当該履行義務は、主として工事契約に係るものであり、工事の進捗に応じて概ね3年以内に完成工事高として認識されると見込んでおります。

#### 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	1,100円08銭
1株当たり当期純利益	93円25銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	92円49銭

#### 【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,511,545</b>	<b>流動負債</b>	<b>817,059</b>
現金及び預金	1,546,941	支払手形	74,120
受取手形	102,587	工事未払金	263,557
完成工事未入金	709,796	短期借入金	200,000
未成工事支出金	4,219	1年内返済予定の長期借入金	3,336
販売用不動産	95,199	未払金	28,653
原材料及び貯蔵品	16,948	未払費用	86,434
前払費用	4,218	未払法人税等	34,008
その他	35,397	未成工事受入金	27,129
貸倒引当金	△3,762	前受り	15,164
		前受り	8,784
<b>固定資産</b>	<b>1,780,022</b>	前受り	1,146
<b>有形固定資産</b>	<b>1,337,590</b>	賞与引当金	29,971
建物	419,658	完成工事補償引当金	6,272
構築物	46,016	その	38,480
機械及び装置	23	<b>固定負債</b>	<b>184,090</b>
車両運搬具	12,809	長期借入金	1,938
工具、器具及び備品	12,590	退職給付引当金	33,047
土地	846,492	役員退職慰労引当金	148,645
		その他	460
<b>無形固定資産</b>	<b>2,999</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,001,149</b>
ソフトウェア	2,896	(純資産の部)	
その他	103	<b>株主資本</b>	<b>3,247,915</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>439,431</b>	資本	396,817
投資有価証券	125,448	資本剰余金	338,116
関係会社株式	129,441	資本準備金	338,116
出資	30	利益剰余金	2,513,224
破産更生債権等	5,139	利益準備金	12,876
長期前払費用	683	その他利益剰余金	2,500,348
繰延税金資産	30,509	別途積立金	960,000
保険積立金	100,431	繰越利益剰余金	1,540,348
その他	52,887	自己株式	△243
貸倒引当金	△5,139	評価・換算差額等	40,878
		その他有価証券評価差額金	40,878
<b>資産合計</b>	<b>4,291,567</b>	新株予約権	1,624
		<b>純資産合計</b>	<b>3,290,417</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>4,291,567</b>

## 損 益 計 算 書

( 自 2022年10月 1 日 )  
( 至 2023年 9 月30日 )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,136,829
売 上 原 価		3,013,850
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,122,978
営 業 利 益		745,847
営 業 外 収 益		377,131
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,128	
受 取 地 代 家 賃	8,488	
受 取 保 険 金	2,146	
そ の 他	2,354	17,117
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	562	
不 動 産 賃 貸 費 用	8,206	
そ の 他	0	8,769
経 常 利 益		385,479
税 引 前 当 期 純 利 益		385,479
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	92,741	
法 人 税 等 調 整 額	2,299	95,041
当 期 純 利 益		290,438

## 株主資本等変動計算書

( 自 2022年10月 1 日 )  
( 至 2023年 9 月30 日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自 己 式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別 途 積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	396,417	337,715	337,715	12,876	960,000	1,330,005	2,302,881	△243	3,036,771
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 ( 新 株 予 約 権 の 行 )	400	400	400						800
剰 余 金 の 配 当						△80,095	△80,095		△80,095
当 期 純 利 益						290,438	290,438		290,438
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )									
当 期 変 動 額 合 計	400	400	400	-	-	210,342	210,342	-	211,143
当 期 末 残 高	396,817	338,116	338,116	12,876	960,000	1,540,348	2,513,224	△243	3,247,915

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	5,694	5,694	1,643	3,044,109
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 ( 新 株 予 約 権 の 行 使 )				800
剰 余 金 の 配 当				△80,095
当 期 純 利 益				290,438
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	35,183	35,183	△19	35,164
当 期 変 動 額 合 計	35,183	35,183	△19	246,307
当 期 末 残 高	40,878	40,878	1,624	3,290,417

## 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (3) 棚卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～39年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績割合に基づく見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額から、中小企業退職金共済制度における給付相当額を控除した額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。



## 【表示方法の変更に関する注記】

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度における「受取保険金」は1,502千円であります。

## 【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度における一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高は1,054,697千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表【会計上の見積りに関する注記】一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 【貸借対照表に関する注記】

### 1. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関休日であるため、次の期末日満期手形等は満期日に交換又は決済が行われたものとみなして処理しております。

受取手形	1,700千円
電子記録債権	3,081

### 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物	290,308千円
土地	274,985
計	565,294

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	3,336
長期借入金	1,938
計	205,274

3. 有形固定資産の減価償却累計額	221,512千円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	150,908千円
短期金銭債務	13,322

#### 【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

    営業取引による取引高

        売上高 1,552,278千円

        仕入高 59,278

        販売費及び一般管理費 1,377

    営業取引以外の取引高 6,552

#### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

    普通株式 362株

#### 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

    退職給付引当金 9,887千円

    役員退職慰労引当金 44,474

    投資有価証券評価損 15,133

    減損損失 36,142

    その他 27,773

繰延税金資産小計 133,412

評価性引当額 △99,700

繰延税金資産合計 33,712

繰延税金負債

    その他有価証券評価差額金 △3,203

繰延税金負債合計 △3,203

繰延税金資産の純額 30,509

**【関連当事者との取引に関する注記】**

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他 の係 社	積水ハウス 株式会 社	直接 被所有 20.4%	造園工事に関する業務受託の 関係	造園工事 の受注	875,319	完成工事 未収入金	150,908
						未成工事 受入金	10,060
						その他 流動負債	8,187

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 造園工事の受注に関しては、一般的取引条件等と同様に決定しております。

**【収益認識に関する注記】**

連結注記表【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

**【1株当たり情報に関する注記】**

1株当たり純資産額	1,026円39銭
1株当たり当期純利益	90円65銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	89円92銭

**【重要な後発事象に関する注記】**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年11月24日

株式会社岐阜造園  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅井 明 紀 子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 原 由 寛

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岐阜造園の2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岐阜造園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月24日

株式会社岐阜造園  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 浅井明紀子

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 石原由寛

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岐阜造園の2022年10月1日から2023年9月30日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月24日

株式会社岐阜造園 監査役会

常勤監査役 井川 智 康 ㊟

社外監査役 加藤 孝 浩 ㊟

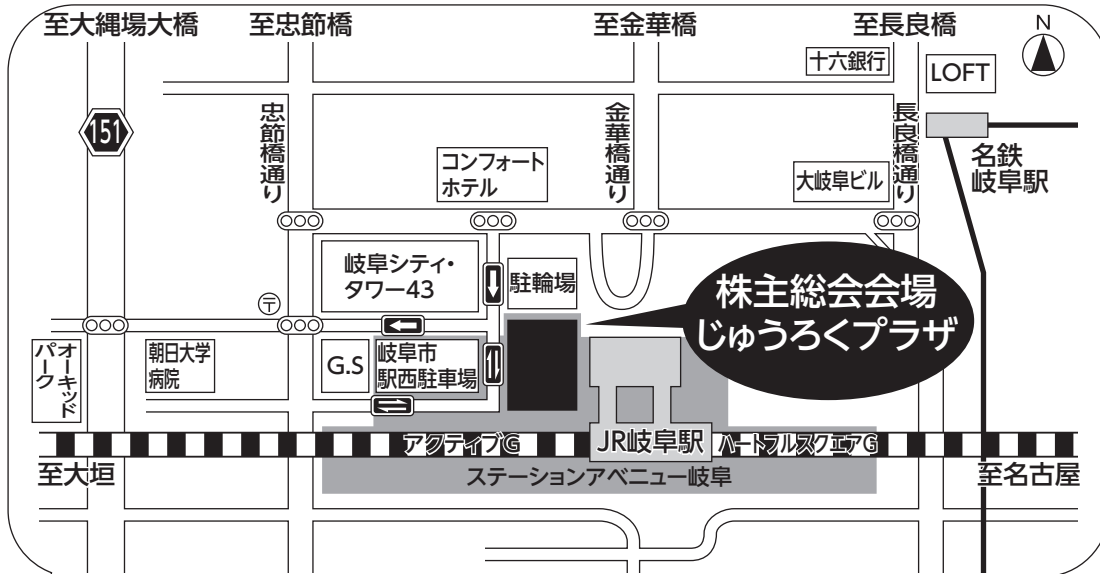
社外監査役 川島 典子 ㊟

社外監査役 小松 慶子 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

〈会場〉じゅうろくプラザ 5階 中会議室1  
 岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11  
 T E L . (058) 262-0150(代)



## [交通機関のご案内]

- JR岐阜駅より ..... 徒歩/約2分
- 名鉄岐阜駅より..... 徒歩/約7分
- 岐阜各務原I.Cより約10km ..... 車/約15分
- 岐阜羽島I.Cより約15km ..... 車/約20分

## [駐車場のご案内]

- ※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。
- 会場周辺は禁煙地域となっております。

